

松戸市保育士養成修学資金貸付条例の制定について

松戸市保育士養成修学資金貸付条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

保育士養成施設に修学する者に対して修学資金を貸し付け、その修学を支援することにより、市内における保育士の確保を図るため。

松戸市保育士養成修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、指定保育士養成施設に修学し、将来市内に居住して、保育所等において保育士として勤務しようとする者に対し、保育士養成修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、その修学を支援することにより、市内における保育士の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次のいずれかに該当する市内の施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第3項の規定による届出を行った施設及び同法第4項の規定による認可を受けた施設並びに同法第56条の8第3項の規定による届出を行った施設に限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分の利用定員が30名以上のもの

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設

(2) 指定保育士養成施設 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。

(貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 指定保育士養成施設において修学する者

(2) 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付を受けている者

(3) 指定保育士養成施設を卒業した後、速やかに市内に居住（既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住）し、保育所等において、1週間当たりの勤務時間が30時間以上である正規職員の保育士（以下「正規の保育士」という。）として雇用され、勤務する意思がある者

（貸付金額）

第4条 修学資金の貸付金額は、月額30,000円以内とする。ただし、修学資金の貸付けを受ける者1人につき720,000円を限度とする。

（貸付期間）

第5条 修学資金の貸付期間は、次条第2項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から指定保育士養成施設の正規の修学期間を修了する日の属する月までとする。

（貸付けの申請及び決定）

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより連帯保証人1名を立て、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

（貸付けの決定の取消し等）

第7条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、前条第2項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 指定保育士養成施設を退学したとき。

(3) 修学資金を必要としない事由が生じたとき。

(4) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。

- (5) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (6) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。
 - (7) その他市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 市長は、借受人が指定保育士養成施設を休学し、又は1月以上引き続いて欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の消滅した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止することができる。
- 3 市長は、借受人が正当な理由がないにもかかわらず、規則の規定により提出すべきものとされた必要書類を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第8条 借受人は、修学資金の貸付期間が満了したとき、前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき又は第10条第1項の規定による返還の債務の免除を受けることができないことが確定したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して5年を限度とした期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により借り受けた修学資金を返還しなければならない。ただし、当該返還について繰り上げて返済することを妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、期限の利益を喪失させ、貸し付けた修学資金の全部又は一部について速やかに返還させることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、借受人は、前条第1項第6号の規定に該当したことにより修学資金の貸付けの決定を取り消されたときは、借り受けた修学資金を市長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(返還の猶予)

第9条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由が継続する間、修学資金の貸付けの返還を猶予することができる。

- (1) 第7条第1項第3号又は第5号の規定により貸付決定が取り消された後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき。
- (2) 次条第1号の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

(3) 災害、疾病等のやむを得ない事由により返還が著しく困難になったと市長が認めるとき。

(返還の免除)

第10条 市長は、借受人が次の各号のいずれかの事由に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除することができる。

(1) 指定保育士養成施設を卒業した後直ちに（直ちに保育所等に勤務することができなかったが、引き続き保育所等への勤務を希望している場合にあっては、指定保育士養成施設を卒業した日の翌日から起算して2年以内に）保育所等に正規の保育士として雇用され、その後、速やかに市内に居住（既に市内に在住している者にあつては、引き続き居住）し、市外へ転居することなく継続して5年間（借受人の意思によらず保育士以外の業務に従事している期間を含み、災害、疾病、出産等のやむを得ない事由により当該保育所等に勤務できなかったと市長が認める期間を除く。）勤務したとき。

(2) 前号に規定する勤務期間中にその職務に起因して死亡したとき又はその職務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(遅延利息)

第11条 借受人は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、遅延した日の時点の法定利率による遅延利息を支払わなければならない。

2 市長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の遅延利息を減免することができる。

(届出等の提出)

第12条 市長は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、規則の定めるところにより借受人に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか修学資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。